中央会の 所得補償プラン 傷害補償プラン 全国中小企業団体中央会

平成27年度

所得補償制度

(所得補償保険·傷害総合保険)

個別で加入されるより

47.5 %割安!

<団体割引30%・過去の損害率による割引25%>

本制度の加入対象 となる方

本制度は全国中小企業団体中央会を 保険契約者とした団体契約です。

所得補償プラン(経営者・従業員)

全国中小企業団体中央会傘下の都道府 県中央会および組合・団体組織等に所属 する会員事業所の経営者・従業員の皆様

所得補償プラン(家事従事者)

全国中小企業団体中央会傘下の都道府 県中央会および組合・団体組織等に所 属する会員事業所の経営者、従業員の 配偶者で、加入時年齢が64歳までの家 事従事者の方

傷害補償プラン

全国中小企業団体中央会傘下の都道府 県中央会および組合・団体組織等に所 属する会員事業所の経営者・従業員の ^{抜祥}

※本プランは所得補償プランにセットするプランです。

保険期間

平成27年10月1日(木)午後4時



平成28年10月1日(土)午後4時

●中途加入は毎月受付中

契約者 全国中小企業団体中央会

引受保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

医師の診査は六条人 大学 Mart を だいじょうぶ!』

「もしも」の備えは万全ですか?

病気やケガの平均入院日数をご存じですか?



月々の生活費・入院費はこんなに!

1世帯あたり1か月の平均消費支出

~29歳 242,379円

30~39歳 268,298円

40~49歳 315,446円

50~59歳 341,458円

総務省統計局『家計調査年報』(平成24年)による

入院時の1日当たりの平均自己負担費用



- ※上記金額は、過去5年間に入院した人の自己負担費用の平均値。(高額療養費制度(注)を利用した人、利用しなかった人(高額療養費制度の適用外など)とも含みます。)
- ※高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。治療費・食事代・差額ベッド代などを含みます。

生命保険文化センター「平成25年度 生活保障に関する調査」

(注)高額療養費制度の詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。 http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken13/100714.html

本制度の特長

プラン共通

基本保険料が一般の個人契約に比べて

47.5%割安! ※団体割引30%、過去の損害率による割引25%を適用

<計算式>(1-30%)×(1-25%)=0.525 47.5%割引

健康・介護相談サービスを無料提供!

医師の診査も不要で簡単手続き!

※所得補償プランにご加入の場合は所定の告知書の質問事項にお答えいただきます。 健康告知の内容によってはお引き受けをお断りする場合やお引き受けの条件を制限させていただく場合があります。

所得補償プラン

天災補償でさらに安心!

国内外を問わず24時間補償!

最長1年間にわたる長期補償! 🗫 長期の継続も可能です!(※)

※保険期間中に就業不能により保険金を受け取られても 通算して1,000日分保険金を受け取られるまで継続できるようになりました。

※1回の就業不能に対する対象期間は、最長1年です。

入院開始時に発生する初期費用もカバー!

※入院初期費用補償特約加入の場合

家事従事者の補償も可能!

傷害補償プラン

天災補償でさらに安心!

1日の入通院でもお支払い可能!しかも入院は最長1.000日まで!

ケガによる寝たきり(要介護状態)は要介護状態であるかぎり終身補償!

ひき逃げ・犯罪被害を手厚く補償!

※オプション加入の場合

所得補償プラン

保険金をお支払いする主な場合

基本補償

※保険金のお支払方法等の重要な事項は、 8ページ以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

病気による入院







保険期間中に病気・ケガで就業不能になり、その期間が支払対象外期間7日を超えた場合に、

就業不能期間1か月につき、ご契約の保険金を1年間を限度としてお支払いします。

- ※入院中はもちろん、医師の指示による自宅療養であっても保険金支払いの対象となります。(医師が就業不能と認定した期間が限度となります。) ただし、主婦(家事従事者)の場合は医師の指示による自宅療養は対象外です。
- ※就業不能期間が1か月に満たない場合、また1か月未満の端日数が生じた場合には1か月を30日として日割計算します。
- ※保険金のお支払いは、初年度加入(または通算支払限度期間に関する特約をセット後)および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。 (平成20年度(ご加入が平成21年度以降の場合は、ご加入年度)のご契約から継続後のご契約を通算してお支払い日数をカウントします。)

入院初期費用補償特約



保険期間中に病気・ケガによって入院し、その期間が支払対象外期間7日を超えた場合に、 入院初期費用保険金として5万円をお支払いします。

入院時に必要な諸費用の発生

支払対象外期間7日

基本補償お支払い対象期間

入院開始

退院

入院初期費用保険金5万円

<告知の大切さについてのご説明>

- ○告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。 □頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- ○告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
- ※「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

ご加入タイプ

保険期間1年・支払対象外期間7日・天災危険補償特約セット

【基本補償】保険金額1口1万円・対象期間12か月・S1タイプは家事従事者特約セット【入院初期費用補償特約】保険金額5万円団体割引30%・過去の損害率による割引25%

【重要】割引率の改定にともない、1口あたりの月額保険料が変更となっています。

ご加入タイプ(続き)

1口(保険金額1万円)あたり 基本補償月額保険料

職種別級		職種別級 1級 2級		3級	家事従事者
	加入タイプ	1	2	3	S 1
	15~19歳*	29円	33円	39円	18円
	20~24歳	42円	48円	56円	27円
年	25~29歳	47円	54円	63円	30円
+	30~34歳	58円	67円	78円	37円
齢	35~39歳	72円	83円	98円	46円
区	40~44歳	90円	104円	122円	58円
分	45~49歳	108円	124円	146円	69円
מן	50~54歳	125円	144円	169円	80円
	55~59歳	134円	154円	180円	86円
	60~64歳	141円	162円	190円	90円

入院初期費用特約月額保険料 保険金額5万円

	職種別級	1級	2級	3級	家事従事者
	加入タイプ	N1	N2	N3	SN1
	15~19歳*	95円	110円	130円	95円
	20~24歳	120円	135円	160円	120円
年	25~29歳	125円	140円	165円	125円
4	30~34歳	130円	145円	175円	130円
齢	35~39歳	145円	165円	195円	145円
区	40~44歳	170円	195円	230円	170円
\mathcal{A}	45~49歳	205円	235円	280円	205円
分	50~54歳	260円	300円	350円	260円
	55~59歳	285円	325円	385円	285円
	60~64歳	355円	410円	480円	355円

※S1タイプは16歳以上の方がご加入いただけます。

- □ 年齢区分は保険始期日(中途加入日)時点での満年齢を適用します。また、上記以外の年齢の方はお問い合わせください。
- □ 職種によって保険料が異なりますのでご注意ください。
- □ 保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。
- □ ご契約更新時は更新加入の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。
- □ 所得補償保険は介護医療保険料控除の対象となります。(平成27年6月現在)ただし、傷害による死亡・後遺障害補償特約保険料を除きます。

■傷害特約(オプション)

- ※従来ご加入の方のみご加入いただけます。(新規でのご加入はできませんのでご注意ください。)
- ご契約金額は基本プランのご契約金額(月額)の30倍となります。(1口あたり30万円)

特約プラン	A型
年齢・所得級別・傷害級別に関係なく一律	18円

※傷害特約をセットされる場合のご加入プランは、上記基本(所得補償)加入プラン名のあとに「A」を付け加えたものとなります。 (例:基本5型、傷害特約をセットされる場合のご加入プランは「5A型」となります。)

職種別級	職業・職種
1級	事務職、営業職、管理職、小売・卸店主(危険物を取り扱っていない方)など
2級	調理師、美容師·理容師、電気工、技師、(危険物を取り扱っていない方)、小売·卸店主(危険物を取り扱う方)など
3級	自動車運転者、自動車整備工、配管工、溶接工、技師(危険物を取り扱う方)など

■ 保険料算出方法

 基本補償1口あたり保険料
 加入口数
 入院初期費用保険料
 月額保険料

 円
 ×
 口
 +
 円
 =
 円

■加入口数

ご加入直前12か月における所得の平均月間所得額(ボーナス込の年収/12)の85%の範囲内(給与所得者は50%)で加入口数を決定してください。 家事従事者の場合、被保険者1名につき、15口以下でお申し込みください。

保険金お支払い例

【<例1> 35歳事務職の方(入院初期費用特約セット)

加入条件35歳(事務職)の方が、基本補償30口(補償月額30万円)に加入の場合、 病気で10月25日から入院し、翌年5月15日まで就業不能となった。

■お支払いする保険金は・・・ → 30万円 × 6か月+15日/30日 + 入院初期費用保険金5万円 = 200万円のお支払い

※ただし、保険金月額が被保険者の平均月間所得(ボーナス込みの年収/12)を上回っている場合は、平均月間所得を限度としてお支払いしますので、ご注意ください。

| <例2> 40歳専業主婦の方(入院初期費用特約セット)|

40歳の専業主婦が基本補償9口(補償月額9万円)に加入し、病気で2か月間入院した場合お支払いする保険金は…

(お支払い対象期間は支払対象外期間7日間を差し引いた、1か月と23日となります。) ※所得補償保険金は被保険者に直接お支払いします。法人等が保険金を受け取ることはできません。

傷害補償プラン

こんな時に保険金をお支払いします

※保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので必ずご参照ください。

- ケガによる死亡、入院、通院を幅広く補償!
- 1日の入通院でもお支払い!しかも入院は1,000日まで!
- ケガによる寝たきり(要介護状態)は要介護状態であるかぎり終身補償!
- 家族型は人数に関係なくご家族全員を補償!
- ひき逃げや犯罪で被害を受けたら、手厚く補償!

(オプション加入の場合)

基本補償

※日本国内·国外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをした場合に、下記の保険金をお支払いします。

1.死亡·後遺障害保険金

事故の発生の日からその日を含めて180日以内にケガがもとで亡くなられたとき、死亡・後遺障害 保険金額の全額をお支払いします。

事故によりケガをされ、後遺障害が生じた場合く後遺障害保険金>

事故の発生の日からその日を含めて180日以内にケガがもとで後遺障害が生じたとき、その程度に 応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。

(例)●両目が失明したとき…100%

●脊柱に運動障害を残すとき…34%

死亡保険金、後遺障害保険金は合計して保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。



■什事中に事故で死亡

就業中のみ補償 A級職1口加入の場合 <WAタイプ>

^(例) 個人型



2.入院保険金

1,000日まで補償!

事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院 保険金日額をお支払いします。

事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれ かの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。 なお、1 事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の 場合>の手術保険金をお支払いします。

①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2)

< 入院中に受けた手術の場合> 手術保険金の額=入院保険金日額×10(倍) <外来で受けた手術の場合> 手術保険金の額=入院保険金日額×5(倍)

(※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘



■機械にはさまれて入院

1日目から

6.000_m

1日目から

3.通院保険金

事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて、1,000日以内の通院の日数に対 し、90日を限度として1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期 間中の通院に対しては保険金をお支払いしません。



■階段から落ちて通院

■車にはねられて介護状態



事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害 を被り、約款に規定する所定の要介護状態となった場合、181日目以降の所定の要介護状態であ る期間に対して、1年間につき、介護保険金年額をお支払いします。

地震によるケガ・ 0-157も補償

①地震・噴火またはこれらによる津波によるケガについては、上記1~4を補償します。

②「特定感染症(0-157を含みます。)」を発病された場合、上記1~3を補償します。(ただし、死亡保険金・手術保険金は対象となりません。)●「個人型就業中のみ補償」にご加入の場合は、対象となりません。

●入院保険金は発病の日からその日を含めて180日限度、通院保険金は発病の日からその日を含めて180日以内の通院に対し90日限度となります。

オプション

被害事故は手厚い補償! 被害事故補償

★重度後遺障害の場合

★死亡の場合

犯罪被害による事故またはひき逃げ事故により、死亡または所定の重度後遺 障害が生じた場合、約款に基づき算出した損害額から、次のような項目の合 計金額を差し引き、被害事故補償の保険金額を限度にお支払いします。

1.自賠責保険等からの給付 3.加害者等からの賠償金

2.対人賠償保険等からの給付

4.犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者 等の支援に関する法律からの給付 な

自己負担額なし! 個人賠償責任補償

日本国内・国外を問わず、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊した りしたこと等により負担する法律上の損害賠償金および費用(応急手当、 訴訟費用など)の合計金額をお支払いします。

ただし、1回の事故につき損害賠償金は保険金額を限度とします。賠償金額 の決定については、事前に損保ジャパン日本興亜の承認が必要です。

傷害補償プラン保険金お支払い例・保険料表

- (1) 子供がサッカーの練習中に足を骨折し入院15日、通院10日となった。
 - ●ご本人が家族型FAタイプ3口、子供が個人型PAタイプ1口に加入していた場合 127,500円 入院保険金(1,500円×3口+4,000円)×15日= 通院保険金(1,000円×3口+2,500円)×10日=

合計保険金 182,500円

- (2) 妻(配偶者)が料理中に包丁で指を切ってしまい、通院3日となった。
 - 通院保険金(1,000円×2口)×3日=6,000円 ●ご本人が家族型FAタイプ2口加入していた場合

ご加入タイプ

【重要】割引率の改定にともない、保険金額が変更となっています。

(1) 個人型24時間補償 : 記名された方が補償の対象となります。

② 個人型就業中のみ補償: 記名された方の就業中のみの補償となります。(個人事業主の方は個人型24時間補償にご加入ください。)

(本タイプでは特定感染症による後遺障害・入院・通院は補償対象外となります。)

就業中とは、被保険者がその職業または職務に従事している間をいい、通勤途上を含みます。

③ 家族型24時間補償 : ご本人の他、ご家族全員が無記名で補償されます。ご家族の範囲はご本人、配偶者、本人または配偶者と生計を

共にする、同居の親族・別居の未婚の子をいいます。

※個人型24時間補償、家族型24時間補償には特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約がセットさ

れています。

※個人型就業中のみ補償は傷害総合保険に就業中のみの危険補償特約を、家族型24時間補償は家族特約をセットしたものです。

※個人賠償責任の被保険者は、①本人②配偶者③本人または配偶者と生計を共にする、同居の親族・別居の未婚の子④本人の親 権者またはその他の法定の監督義務者(ただし、本人が未成年であって、本人に関する事故にかぎります。)となります。

基本補償

(保険期間:1年、天災危険補償特約セット) <団体割引30%・過去の損害率による割引25%>

コース名		個人型24時間補償		個人型就業	中のみ補償	家族型24	時間補償
加入タイプ		PA PB		WA WB		FA	FB
	職種級別	A級	B級	A級	B級	A級	B級
	死亡・後遺障害	419.0万円	303.6万円	1,720.2万円	958.9万円	512.1万円	344.7万円
本	入院 (日額)	4,000円	3,000円	6,000円	4,000円	3,000円	2,500円
人	通院(日額)	2,500円	2,000円	4,000円	2,500円	1,500円	1,500円
	介護(年額)	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
	死亡・後遺障害					200万円	150万円
配	入院 (日額)					2,000円	2,000円
配偶者	通院(日額)						1,000円
	介護(年額)	※親族	くとは、本人または面	2偶者と生計を共にする、		100万円	100万円
	死亡・後遺障害	①同居	の親族②別居の未	婚の子供をいいま	す。	120万円	100万円
親族	入院 (日額)					1,500円	1,500円
沙	通院(日額)					1,000円	1,000円
	介護(年額)					100万円	100万円
	月額保険料	1口1,000円	(3口まで)	1口1,000円	(2口まで)	1口2,000円	(3口まで)

<手術保険金> 入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍

※【個人型24時間補償】・【家族型24時間補償】の場合のみご加入できます。 (保険期間:1年)<団体割引30%・過去の損害率による割引25%>

加入タイプ		OP	OF	
本人	被害事故	4,000万円	4,000万円	
配偶者	被害事故		3,000万円	
親族被害事故			1,000万円	
個人賠償		1億円(自己負担なし)	1億円(自己負担なし)	
		80 H	130円	

	職種級別表	補償内容は被保険者の職種級別によって異なります。
A級		B級
右記以外		と造作業者、漁業作業者、建設作業者(高所作業の有無を問いません。)、採鉱採石作業者、 タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業作業者

※1オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。
※2プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)の方等についてはお引き受けできません。

基本補償 1口あたり保険	料:	加入口数	オプション	,	月額保険料		
	×		+		_		
円	, ,			円		円	

■ 保険料算出方法 ■

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。

【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。 また、ご加入の際は、ご家族の方にも契約内容をお知らせください。】

<u> この保険のあらまし (契約概要のご説明)</u>

■商品の仕組み:この商品は、所得補償保険普通保険約款・傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。

■保険契約者 : 全国中小企業団体中央会

■保険期間 : 平成27年10月1日午後4時から1年間となります。

保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月15日までの受付分は受付日の翌月1日(15日過ぎの受付分は翌々月1日)から平成28年10月1日午後4時までとなります。

■申込締切日 : 平成27年8月21日 ※中途加入の場合は毎月15日締切

■引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等:引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、 ご確認ください。

●加入対象者 :【所得補償プラン】全国中小企業団体中央会傘下の都道府県中央会および組合・団体組織等に所属する会員事業所の経営者・

従業員の皆様

【傷害補償プラン】全国中小企業団体中央会傘下の都道府県中央会および組合・団体組織等に所属する会員事業所の

経営者・従業員の皆様

●被保険者 :【所得補償プラン】加入者または配偶者。(新規加入の場合、満15歳以上満64歳以下で有職の方(継続加入の場合は満69歳以

下の方)にかぎります。)

なお、家事従事者特約をセットされる場合、被保険者は、満16歳以上満64歳以下で主として被保険者の家庭に

おいて炊事、掃除、洗濯および育児等の家事を行っている方(家事従事者)にかぎります。

【傷害補償プラン】(個人型)加入した方のみが保険の対象となります。

(家族型)本人(加入者)が加入すれば、本人の配偶者やその他親族(本人または配偶者と生計を共にする、

同居の親族・別居の未婚の子)も保険の対象となります。

※被保険者の続柄はケガ、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

●お支払方法 : 平成27年11月よりご指定の口座から毎月引き落とします。(12回払)

中途加入の場合は、加入日(保険始期日)の翌月よりご指定の口座から毎月引き落とします。

※制度維持費として被保険者1名ごとの月額保険料に制度維持費(事務手続費用等に充当しています)50円が加算されます。

※引き落としができなかった場合は、翌月に2か月分を引き落とします。2か月連続で引き落としができなかった場合は

引き落としできなかった月の前月の1日をもって脱退となりますのでご注意ください。ただし、ご加入後、最初の引き落としからのか見ば徐で見ば落け、大流されない。たまれるは、思知ができない。たまのしてはない。ただされてい

2か月連続で引き落としができなかった場合は、最初からご加入がなかったものとさせていただきます。

●お手続方法 : 添付の加入依頼書・被保険者健康告知書(傷害補償プランは加入依頼書のみ)に必要事項をご記入のうえ、募集代理店にご提出してください。

・既加入者については、前年と同等条件で継続加入を行う場合は加入依頼書の提出は不要です。継続加入を行わない場合、または前年と条件を変更して加入を行う場合は、その内容を記載した加入依頼書の提出が必要となります。

【所得補償保険】

保険金額の増額、対象期間の延長、支払対象外期間の短縮等、補償を拡大して継続される場合は、告知書の提出が必要となります。

【傷害補償プラン】

- ・傷害総合保険については、ご契約の保険料を算出したり保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。
- ・ なお、加入依頼書に打ち出された職業・職種に変更が必要な場合は、加入依頼書を訂正してご提出ください。加入依頼書の 修正方法等は募集代理店までお問い合わせください。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
日級	木·竹·草·つる製品製造作業者、漁業作業者、建設作業者(高所作業の有無を問いません。)、採鉱·採石作業者、自動車運転者(バス·タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業作業者

※1オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。 ※2プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)の方等についてはお引き受けできません。

- ●中途脱退: この保険から脱退(解約)される場合は、募集代理店までご連絡ください。
- ●団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。 次年度以降、割増引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。 また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- ■満期返れい金·契約者配当金:この保険には、満期返れい金·契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

■所得補償プラン(所得補償保険) 保険金をお支払いする主な場合 お支払いする保険金の主な内容 次の計算式によって算出した金額をお支払いします。 お支払いする /プロウムの短 = 保険金額(月額)(*1) X 保険金をお支払いする期間 (就業不能期間)(*2)の月数(*3) 保険金をお支払いする期間 = 就業ができない期間 - 支払対象外期間 (就業不能期間)(*2) (※1)加入依頼書等記載の保険金額(月額)をいい、就業不能 所得補償保険 1か月についての額とします。ただし、平均月間所得額 が保険金額(月額)より小さい場合は、平均月間所得額 被保険者が、日本国 (※2)加入依頼書等に記載された業務に全く従事できない期 内または国外にお 間が支払対象外期間を超えた時から対象期間(1年)が (基本補償) いて、保険期間中に 始まり、その対象期間内における就業不能の期間(日数) 身体障害(病気また をいいます。 はケガ)を被り、そ (※3)保険金をお支払いする期間(就業不能期間)が1か月 の直接の結果とし に満たない場合または保険金をお支払いする期間(就 (*) て就業不能になっ 業不能期間)に1か月未満の端日数がある場合は、1か た場合 月を30日として日割計算します。ただし、身体障害を 被った時から起算して1年を経過した後に就業不能と なった場合を除きます。 (注1)対象期間(1年)を経過した後の期間の就業不能に対 しては、保険金をお支払いしません。 (注2)原因または時が異なって発生した身体障害により就 業不能期間が重複する場合は、重複する期間に対して 重ねて保険金をお支払いしません。 (注3)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更 があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、 いずれか低い金額をお支払いします。ただし、身体障害 を被った時から起算して1年を経過した後に就業不能 となった場合を除きます。 ①被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が就業不能になった時のお支払条件により算出された保険金の額 (注4)支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就 業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就 業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能 被保険者が、日本国 と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了 内または国外におい した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以 て、保険期間中に身 家事従事者特約 降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業 体障害(病気または 不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新 ケガ)を被り、その身 たに支払対象外期間および対象期間を適用します。 体障害の治療のため (注5)保険金のお支払いは、初年度加入(または通算支払限 入院していることに 度期間に関する特約をセット後)および継続加入の保 より家事労働に全く 険期間を通算して1,000日を限度とします。 (*) 従事できない状態で 平成20年度(ご加入が平成21年度以降の場合、ご加入 ある場合 年度)のご契約から継続後のご契約を通算してお支払 い日数をカウントします。

保険金をお支払いできない主な場合

- ●次の事由によって被った身体障害(病気 またはケガ)による就業不能に対して は、保険金をお支払いしません。
- ①故意または重大な過失
- ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー 等の使用(治療を目的として医師が用い た場合を除きます。)
- ④妊娠、出産、早産または流産
- ⑤戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(*1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの
- ⑥頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(*2)のないもの

など

- ●次の事由によって被ったケガによる就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。
- ②自動車または原動機付自転車の無資格 運転、酒気を帯びた状態での運転

など

- ●次に該当する就業不能に対しては、保険 金をお支払いしません。
- ⑧精神病性障害、アルツハイマー病の認知症、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能
- ⑨妊娠または出産を原因とした就業不能
- (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。
- (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。

(*)補償内容が同様のご契約(**)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(**2)。

(注6)骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合、支払対象外期間はなく、対象期間における被保険者の就業不能の日数に4日を加えた日数を就業不能期間として保険金を

なお、初年度加入の保険期間の初日から1年後の応当日の 翌日以降である場合にのみ保険金をお支払いします。

(※1)所得補償保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

お支払いします。

(※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

補償の内容(保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合)

■所得補償プラン(所得補償保険)

保険金をお支払いする主な場合 お支払いする保険金の主な内容 被保険者が入院初期費用を負担することにより被る損失に対 して、入院初期費用保険金額をお支払いします。 金をお支払いしません。 (※)入院が終了した後、被保険者が再び入院した場合は、後の ①故意または重大な過失 入院については、保険金をお支払いしません。ただし、 前回の入院が終了した日からその日を含めて6か月を 経過した日の翌日以降に再び入院した場合は、新たな 入院とみなします。 用いた場合を除きます。) ④妊娠、出産、早産または流産 被保険者が、日本国 入院初期費用補償特約 内または国外にお いて、保険期間中に 身体障害(病気また はケガ)を被り、そ の直接の結果とし て入院し、その入院 が支払対象外期間 を超えて継続した 場合 (*)お支払いしません。 (1)死亡保険金 ①故意または重大な過失 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡さ れた場合、特約保険金額の全額をお支払いします。ただし、 既に後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額 を差し引いてお支払いします。 いおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 死亡保険金の額=特約保険金額の全額 傷害による死亡 ⑤妊娠、出産、早産または流産 (2)後遺障害保険金 被保険者が、日本国 内または国外にお 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害 いて、保険期間中に が生じた場合、その程度に応じて特約保険金額の4%~ 急激かつ偶然な外 後遺障害補償特約 100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保 来の事故(以下「事 険金の額は、保険期間を通じ、特約保険金額を限度とします。 \mathcal{O} 故」といいます。)に よってケガをされ

後遺障害保険金の額=特約保険金額 ×後遺障害の程度に応じた割合(4%~100%)

保険金をお支払いできない主な場合

- ●次の事由によって被った身体障害(病気 またはケガ)による入院に対しては、保険
- ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等 の使用(ただし、治療を目的として医師が
- ⑤戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を 除きます。)、核燃料物質等によるもの
- ⑥頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち 症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など
- ●次の事由によって被ったケガによる入院 に対しては、保険金をお支払いしません。
- ⑦無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 など
- ●次に該当する入院に対しては、保険金を
- ⑧精神病性障害、アルツハイマー病の認知 症、血管性認知症、知的障害、人格障害、ア ルコール依存および薬物依存等の精神障 害を被り、これを原因として生じた入院
- ⑨妊娠または出産を原因とした入院
- ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 または麻薬等により正常な運転ができな

- ⑥外科的手術その他の医療処置
- ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を 除きます。)、核燃料物質等によるもの
- ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち 症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないも
- ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳 登はん、ロッククライミング(フリークラ イミングを含みます。)、 航空機操縦 (職務として操縦する場合を除きます。)、 ハンググライダー搭乗等の危険な運動を 行っている間の事故
- ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、 競争、興行(これらに準ずるものおよび練 習を含みます。)の間の事故

など

- (*)補僧内容が同様のご契約(*1)が他にある場合は、補僧が重複することがあります。補僧が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補僧され ますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要 否をご判断ください(*2)。
- (※1)所得補償保険の他、傷害保険·火災保険·自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
- (※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときな どは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

た場合

補償の内容[保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合](続き1)

■傷害補償プラン(傷害総合保険)

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ(*1)(*2)をされた場合等に、保険金をお支払いします。
(※1)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。特定感染症危険
「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約で対象となる特定感染症を原因とする食中毒にかざり、同特約の内容に従いお支払いの対象となります。(WA・WBタイプを除きます。)
(※2)個人型就業中のみ補償タイプについては、被保険者がその職業または職務に従事している間(通勤途上を含みます。)に被ったケガについてお支払い対象となります。
(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故 |について

- ■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
- ■「偶然 |とは、「原因の発生が偶然である | 「結果の発生が偶然である | 「原因・結果とも偶然である | のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
- ■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合		
	死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。			
		死亡保険金の額=死亡・後遺障害保険金額の全額			
	後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡、後遺障害保険金額を限度とします。後遺障害保険金の額一死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%~100%)	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、洒気を帯びた状態での運転		
	入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。	または麻薬等により正常な運転ができな いおそれがある状態での運転		
	八州小兴亚	入院保険金の額=入院保険金日額×入院日数(1,000日限度)	④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産		
-	手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※2)	⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(*1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(*2)のないもの		
傷害 (<入院中に受けた手術の場合>手術保険金の額=入院保険金日額×10(倍)<外来で受けた手術の場合>手術保険金の額=入院保険金日額×5(倍)	⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登 はん、ロッククライミング(フリークライミ)		
(国内外補償)		(※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または 徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用い て患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	ングを含みます。)、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故		
		事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。	⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故など		
	\	通院保険金の額=通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の90日限度)			
	通院保険金	(注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位 (脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等 を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合 であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	は宗教・思想的な主義・主張を有する 団体・個人またはこれと連帯するもの がその主義・主張に関して行う暴力的 行為をいいます。以下同様とします。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、		
	介護保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害(**)が生じ、所定の要介護状態となった場合、181日目以降の重度後遺障害による要介護状態である期間に対し、1年間につき、介護保険金年額をお支払いします。重度後遺障害による要介護状態である期間に1年未満の端日数がある場合は、1年を365日とした日割計算により介護保険金の額を決定します。	(※2)「医子的心見が見」こは、母子的校園、 神経学的検査、臨床検査、画像検査等 により認められる異常所見をいいま す。以下同様とします。		
	介護保陝金	介護保険金の額一介護保険金年額、要介護期間(年)(事故の発生の日から181日目以降の要介護状態である期間) (※)「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト 掲載の約款集をご覧ください。 (注)介護保険金と被害事故補償保険金は対象となる重度後遺障害の範囲が異なります。			

【特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約】(WA・WBタイプを除きます。)

特定感染症(**)を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金(180日限度)、通院保険金(180日以内の90日限度)をお支払いします。ご加入初年度の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。

(※) 「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。 平成27年6月現在、結核、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎります。)、腸管出血性大腸菌感染症(0-157を含みます。)等が該当します。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き2)

伢	険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
被害事故(国内外補償) 被害事故補償		被保険者が、被害事故により死亡された場合または所定の重度後遺障害(**)が生じた場合、所定の計算により算出した損害額から、下記の給付や賠償金等の合計額を差し引き、1回の事故につき被害事故補償の保険金額を限度にお支払いします。 ①自賠責保険等からの給付②対人賠償保険等からの給付③加害者等からの賠償金 ④犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律からの給付 など (**)「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。 (注)介護保険金と被害事故補償保険金は対象となる重度後遺障害の範囲が異なります。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ④地震、噴火またはこれらによる津波 ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、 腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑥被害事故を発生させた方が、次のいずれかに該当する場合 被保険者の配偶者、被保険者の直系血族、 被保険者の3親等内の親族、被保険者の 同居の親族
賠償責任(国内外補償)	個人賠償責任(注)	住宅(**1)の所有・使用・管理または被保険者(**2)の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(免責金額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパン日本興亜の承認を必要とします。 (※1)「住宅」とは、被保険者の居住の用に供される住宅をいい、別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。また、この住宅敷地内の動産および不動産を含みます。 (※2)この特約における被保険者は次のとおりです。 ①本人②本人の配偶者 ③本人または配偶者と生計を共にする同居の親族 ④本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子⑤本人の親権者またはその他の法定の監督義務者。ただし、本人が未成年であって、本人に関する事故にかぎります。 なお、被保険者の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務遂行に直接起因する損害 賠償責任 ⑤被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両(*)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩環境汚染に起因する損害賠償責任 ⑪環境汚染に起因する損害賠償責任 の環境汚染に起因する損害賠償責任 の環境汚染に起因する損害賠償責任 の環境汚染に起因する損害賠償責任 のでいずれかに該当するものを除きます。 ①主たる原動力が人力であるもの ②ゴルフカート自体の損壊により発生する貸主への賠償責任に対しては保険金をお支払いしません。) ③身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの

- (注)補償内容が同様のご契約(*1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(*2)。
- (※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
- (※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意いただくこと【所得補償保険】

■所得補償プラン(所得補償保険)

●特定疾病等対象外特約について

告知書で告知していただいた内容により、お引き受けできない場合や、特別な条件付きでお引き受けする場合があります。特別な条件付きでお引き受けする場合は、「特定疾病等対象外特約」により、特定の疾病(群)について補償対象外とする条件付きでお引き受けします。

※例えば、F群「腰・脊椎の疾病」の場合、告知書記載の疾病に関わらず、腰・脊椎の疾病はすべて補償の対象外となります。

- ・「特定疾病等対象外特約」をセットされた条件でのご契約を継続される場合、継続契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。
- ・ご継続時に補償対象外とする疾病(群)が完治してから1年以上経過されている場合は、継続契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。ただし、被保険者の年齢や補償対象外とする疾病(群)によっては、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。また、保険期間の中途での削除はできません。(削除できない場合の例) ○補償対象外とする疾病(群)が複数の場合○告知書「疾病・症状・障害一覧表」のF群(腰・脊椎の疾病)が補償対象外となっている場合○補償対象外となっているZ群の特定疾病が「むちうち症」、「異常妊娠・分娩」、または「疾病・症状・障害一覧表」の<I欄>に該当する疾病である場合
- ・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

その他ご注意いただくこと【所得補償保険】(続き)

■所得補償プラン(所得補償保険)

●基本補償の保険金額の設定について

ご加入いただく基本補償の保険金額の設定については、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ、適切な保険金額をお決めください。

また、他の保険契約等(※)にご加入の場合は、ご加入いただける保険金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。

(※)「他の保険契約等」とは、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

被保険者が加入している公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の 平均月間所得額に対する保険金額割合
国民健康保険(例:個人事業主)	85%以下
健康保険(例:給与所得者)	50%以下 *健康保険に優先して勤務先企業から休業補償が行われる場合は、 40%以下
共済組合(例:公務員)	40%以下

⁽注)家事従事者特約をセットされた場合は、保険金額(月額)は15万円が限度となります。

用語のご説明【所得補償保険】

用語	用語の定義
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
支払対象外期間	就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である加入依頼書等記載の期間(日数)をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。 (※)骨髄採取手術(組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。以下同様とします。)を直接の目的として入院した場合には、支払対象外期間はありません。
就業不能	身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院(**)していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、加入依頼 書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者がその身体障害に起因して死亡された後もしくはその身体障害が治ゆされた後は、この保険契約においては、就業不能とはいいません。 (※)骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。
就業不能期間	対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)をいいます。
(保険金をお支払いする期間)	(※)骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)に4日を加えた日数をいいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
所得	加入依頼書等記載の職業または職務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
身体障害	傷害(傷害の原因となった事故を含みます。)および疾病をあわせて身体障害といいます。 (※)骨髄採取手術を含みます。
身体障害を被った時	次の①または②のいずれかの時をいいます。 ① 傷害については、傷害の原因となった事故発生の時。 ② 疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。 (※)骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、確認検査を受けた時をいいます。
対象期間	支払対象外期間終了日の翌日から起算して加入依頼書等記載の期間をいい、この期間内における被保険者の就業不能の日数が保険金のお支払いの対象となります。 (※)骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、就業不能が開始した日から起算して加入依頼書等記載の期間をいいます。
入院	医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において 治療に専念することをいいます。 (※)骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として、病院または診療所に入り、 常に医師の管理下に置かれることをいいます。
平均月間所得額	支払対象外期間が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。

<家事従事者特約の場合の「就業不能」「平均月間所得額」「所得」は、下記のとおりです。>

用語	用語の定義
就業不能	身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院 ^(※) していることにより、炊事、掃除、洗濯および育児等の家事に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者がその身体障害に起因して死亡された後は、この保険契約においては、就業不能とはいいません。 (※)骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。
所得	家事を遂行することにより被保険者の世帯が享受している経済的利益をいいます。
平均月間所得額	平成27年6月現在、171千円とします。

用語のご説明【傷害総合保険】

用語	用語の定義
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。 対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html)
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。 ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
被害事故	第三者による加害を目的とする事故またはひき逃げ事故等をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと (注意喚起情報のご説明)

1.クーリングオフ

この保険は全国中小企業団体中央会を保険契約者とする団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

【所得補償保険】

- ●ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- ●加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
- (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパン日本興亜が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
 - <告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。
 - ★被保険者の職業または職務(※1)
 - ★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態・身体の障害の状態
 - ★他の保険契約等(※2)の加入状況
 - (※1)家事従事者特約をセットされた場合は、被保険者となる方は、「主として、被保険者の家庭において炊事、掃除、洗濯および育児等の家事を行っている方」であることを告知してください。
 - (※2)「他の保険契約等」とは、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- *口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- *告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- *損保ジャパン日本興亜または取扱代理店は告知受領権を有しています。
- ●ご加入初年度の保険期間の開始時(**)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態・身体の障害の状態等について損保ジャパン日本興亜に告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時(**)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時(**)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。
- (※)保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
- ・「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。

など

- ●次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
- ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
- ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパン日本興亜が契約した場合
- ●ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、下記①から③までのいずれかの取扱いとなります。
- ① 特別な条件を付けずにお引き受けします。
- ② 特別な条件付きでお引き受けします(「特定の疾病(群)について補償対象外とする条件付き(「特定疾病等対象外特約」セット)」でお引き受けします。)。
- ③ 今回はお引き受けできません。
- ●ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
- ●継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態・身体の障害の状態等について告知していただく必要があります。告知していただいた内容により、特別な条件付きでお引き受けする場合は、補償を拡大した部分だけでなく、既にで加入いただいている部分も、特別な条件付きでのお引受けとなります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- ●傷害による死亡・後遺障害補償特約の死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)(続き1)

【傷害総合保険】

- ●ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- ●加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ●ご契約者または被保険者には、告知事項(**)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
- (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパン日本興亜が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
- <告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。
- ★被保険者ご本人の職業または職務
- ★他の保険契約等(※)の加入状況
- (※)「他の保険契約等」とは、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- *口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- *告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- ●死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

【共通】

- ●加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(職業または職務をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅 滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知いただく義務(通知義務)があります。
- ・変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。 追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- ●加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、ご契約者または被保険者は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。
- ●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- <被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>
- 被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。
- お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- ●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- <重大事由による解除等>
- ●保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に 該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

【所得補償保険】

- ●変更後の職業または職務により、ご契約内容を変更していただくことがあります。詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- ●家事従事者特約をセットされた場合において、新しくお仕事を始められたときは、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。
- ●直前 12 か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。 保険金額の設定の見直しについてご相談ください。
- ●次の場合、お支払いする保険金が減額されることがあります。
- ① 他の身体障害(病気またはケガ)の影響等があった場合
- ② 職業を変更された場合の通知と、それに伴う追加保険料のお支払いがなかった場合
- ③ 加入依頼書等に記入された年齢に誤りがあり、追加保険料のお支払いが必要となる場合
- ④ 他の保険契約等がある場合

など

【傷害総合保険】

●この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

●ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の平成27年10月1日午後4時に始まります。

*中途加入の場合は、毎月15日までの受付分は受付日の翌月1日(15日過ぎの受付分は翌々月1日)に保険責任が始まります。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)(続き2)

【所得補償保険】

- ●ご加入初年度の保険期間の開始時(*1)より前に発病(*2)した疾病・発生した事故による傷害を原因とする就業不能(保険金の支払事由)に対しては、正しく告知してご加入された場合であっても、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時(*1)からその日を含めて1年を経過した後に就業不能(保険金の支払事由)が生じた場合は、その就業不能(保険金の支払事由)に対しては保険金をお支払いします。
- (※1)継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。
- (※2) 医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。
- (注)特別な条件付き(「特定疾病等対象外特約」セット)でお引受けする場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病(群)については、 全保険期間補償対象外となります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- ●事故が発生した場合、保険金支払事由に該当した場合(就業不能が発生した場合等)は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご通知ください。保険金支払事由に該当した日(就業不能期間が開始した日等)からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- ●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

【所得補償保険】

	必要となる書類	必要書類の例
1	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票など
2	事故日時·事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等 からの原因調査報告書 など
3	就業不能の程度、損害の額、損害の程度および損害の範囲等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書など
4	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書など
(5)	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 ^(※) 、判決書(写) 、調停調書(写) 、和解調書(写) 、相手の方から の領収書、承諾書 など
6	損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書など

- (※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
- (注1)就業不能期間が1か月以上継続する場合は、お申し出によって、1か月以上の月単位により保険金の内払を行います。その場合、上記の書類のほか、就業不能が継続していることを証明する書類を提出してください。
- (注2)身体障害の内容ならびに就業不能の状況および程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
- (注3)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として 保険金を請求できることがあります。
- ●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- ●病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族が加入している保険がお支払いの対象となる場合もあります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
- ●保険金のご請求にあたっては、身体障害に対する医師(被保険者が医師の場合は被保険者以外の医師)の治療を受けている必要があります。
- ●初年度加入および継続加入の保険期間を通算して 1,000 日分の保険金をお支払いした場合、継続加入のお引受けをお断りすることがあります。

【傷害総合保険】

- ●被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
 - (注)個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパン日本興亜が示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)(続き3)

なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

- ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
- ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

など

●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
1	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
2	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等 からの原因調査報告書 など
3	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、 損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する 賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告 書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明 する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、 売上高等営業状況を示す帳簿(写)
4	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
(5)	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書など
6	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 ^(※) 、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方から の領収書、承諾書 など
7	損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の額を算出するための 書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書など

- (※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
- (注 1)事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
- (注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
- ●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- ●ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払い対象となる場合もあります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、取扱代理店にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日から既に過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。

【所得補償保険】

- ●ご加入後、被保険者が死亡された場合、または保険金をお支払いする就業不能の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができるいかなる業務にも従事しなくなった、もしくは従事できなくなった場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。
- ●傷害による死亡・後遺障害補償特約をセットされた場合において、死亡保険金を支払うべきケガによって被保険者が死亡されたときは、傷害による死亡・後遺障害補償特約の保険料を返還しません。この場合において、分割払契約の未払込分割保険料があるときは、加入者は保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただく必要があります。

【傷害総合保険】

●ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。所得補償保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。傷害総合保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破錠時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)(続き4)

 9.個人情報の取扱いについて ○全国中小企業団体中央会は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。 ○損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト (http://www.sjnk.co.jp/) に掲載の個人情報保護宣言をご覧くださるか、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせ願います。申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

- MEMO -	

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向にそっていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の 事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1.保険商品が以下の点でお客さまのご意向にそった内容となっていることをご確認ください。	
□補償の内容(保険金の種類や保険金をお支払いする場合) □保険金額(ご契約金額) □保険期間(保険のご契約期間) □保険料・お支払方法(保険料払込方法)・満期返れい金・契約者配当金の有無	
2.ご加入いただく内容に誤りがないかどうかをご確認ください。	

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。 内容をよくご確認ください。(告知事項について、正しく告知されていることをご確認ください。)。

【所得補償保険にお申し込みの場合】

□被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。

- □パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されていることをご確認いただきましたか。
- □以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約から でも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご 確認いただき、補償·特約の要否をご判断ください。

- □職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本 人の「職種級別」は正しいですか。
- □所得補償保険における基本補償の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、「この保険のあらま し」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。

【傷害総合保険にお申し込みの場合】

- □被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- □パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されていることをご確認いただきましたか。
- □以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約から でも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご 確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

□職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の 「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	校以話不
B級	木・竹・草・つる製品製造作業者、漁業作業者、建設作業者(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石作業者、自動車運転者 (バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業作業者

※ 1オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。 ※2プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)の方等についてはお引き受けできません。

【家族型にご加入になる方のみご確認ください】

□被保険者の範囲についてご確認いただきましたか。

3.お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- □特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合等」などお客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載さ れていますので必ずご確認ください。
 - □お客様は全国中小企業団体中央会傘下の都道府県中央会および組合・団体組織等に所属する会員事業所の経営者・従業員ですか?

団体名 (組合名) <担当営業店>引受保険会社 <お問い合わせ先>取扱代理店 <募集文書作成担当店> 引受保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 営業開発部第三課 〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3 TEL 03-3593-6436 FAX 03-3593-6564 (受付時間:平日の午前9時から午後5時まで) 「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」は、損保ジャパンと日本興亜損保が2014年9月1日に合併して誕生した会社です。

●指定紛争解決機関

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を 締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ A D R センター 〔ナビダイヤル〕 0570-022808<通話料有料> I P電話からは03-4332-5241 をご利用ください。 受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

- 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。 【事故サポートセンター】0120-727-110(受付時間:24時間365日)
- ●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、
- 取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。 ●このパンフレットは、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン興亜までお問い合わせください。
- ●加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合には、損保ジャパン日本興亜までご照会ください。